

横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業実施要綱

制定 令和2年9月17日 市地活第237号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会町内会の活動や交流の機会が失われ、地域のつながりが希薄になることが危惧されるなか、新しい生活様式の中にあっても地域の絆をつなぎ、地域活動の継続と活性化を図ることを目的として、ICTの活用を促進する「横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業（以下、「本事業」という。）」の実施に必要な事項を定める。

（事業対象）

第2条 本事業は、横浜市内の地区連合町内会（以下「地区」という。）を対象とする。

（実施主体）

第3条 本事業は、公募する民間事業者（以下「事業者」という）と横浜市との協働事業として実施する。

2 実施にあたっては、事業者からの提案に基づいて協議を行い、事業趣旨が合致する事業者と横浜市が協働契約を締結するものとする。

3 前項の提案及び協働契約については、横浜市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）及び横浜市民協働条例施行規則（平成25年2月横浜市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（事業者の要件）

第4条 事業者は、横浜市内に事務所又は事業所を有する法人とする。

2 前項の規定に関わらず、暴力団員等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51条）第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団経営支配法人等（同条第5号に規定する暴力団経営支配法人をいう。）は本事業の実施主体となることはできない。

（事業内容）

第5条 横浜市と事業者は、地区においてICT活用のきっかけとなる体験機会を提供し、自治会町内会における効果的なICT活用策の検討を行う。

2 横浜市は、第3条第2項により協働契約を締結した事業者の紹介及び本事業に参加する地区（以下「参加地区」という。）の募集を行う。

3 事業者は、第1項の具体的な実施内容を提案し、横浜市と協議のうえ、参加地区においてオンライン会議及びICTを活用した情報伝達の体験講座の実施及び相談対応等を行うものとする。

4 事業者は、前項の内容を実施した後、参加地区のICT活用に関するニーズを整理し、横浜市に対して地区及び地区を構成する自治会町内会における効果的なICT活用策等について提案を行うものとする。

(経費負担)

第6条 市長は、予算の範囲内において、本事業の実施にかかる経費のうち人件費を負担する。

2 事業者は、前項の経費を除き、本事業の実施にかかる経費を負担するものとする。

(提案の取扱)

第7条 第3条第2項の提案をしようとする事業者は、横浜市市民協働条例事務取扱要綱（平成25年3月19日 市市活第1805号。以下「取扱要綱」という。）第6条第3項ア、イ、ウ及びオに定める書類を提出しなければならない。ただし、様式については、別に定める募集要項によるものとする。

2 市長は、前項の提案があった場合には、事業者の要件及び提案内容が本事業の趣旨に合致しているか否かを審査するものとする。

(報告書等の提出)

第8条 取扱要綱第6条第3項カ及びキに定める書類については、事業実施後30日以内に市長に提出しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第9条 第7条第1項、第8条に定める書類及び本事業の経費支出に係る書類の保存期間は、5年とする。

2 事業者は、本事業の実施にかかる収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

(公開の原則)

第10条 条例第4条第2項、第8条第3号及び第15条第2項の規定に基づき、本事業に関する情報及び評価は公開を原則とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、第3条第2項の協働契約書に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。